

宇土市新型コロナウイルス対策家計応援商品券事業実施要綱を次のように定める。

令和4年6月20日

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市要綱第30号

宇土市新型コロナウイルス対策家計応援商品券事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇土市（以下「市」という。）の住民基本台帳に登録されている者が属する世帯の世帯主に対し、宇土市新型コロナウイルス対策家計応援商品券（以下「商品券」という。）を交付することにより、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、当該世帯の消費に与える影響の緩和と、低迷する地域経済の活性化を促進することで、市内の商工業等を中心とする地域振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 前条に規定する目的を達成するために、市によって交付される商品券をいう。
- (2) 特定取引 市内において商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 商品券取扱事業者 市内において特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(対象者)

第3条 商品券の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、令和4年7月1日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に登録されている者とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市の住民基本台帳に登録されている者が基準日において、配偶者やその他親族等からの暴力等を理由に避難している者（以下「DV避難者」という。）であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしており、当該DV避難者が令和4年7月15日までに配偶者等の暴力を理由に避難している旨の申出書（別記様式）に当該避難を証する書類を添えて市に申出を行い、それを受理することが適当と認められる場合は、当該DV避難者をその配偶者やその他親族等が属する世帯とは別の世帯の対象者又は世帯主とするものとする。

- (1) DV避難者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条による保護命令（同条第1項第1号による接近禁止命令又は同項第2号による退去命令）が出されていること。
- (2) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体も含む。）が発行した確認書又は親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所若しくは婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行さ

れる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。)が発行されていること。

- (3) 基準日に住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知)に基づくドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の対象となっていること。

(商品券の交付等)

第4条 対象者に交付する商品券の1枚当たりの券面額は1,000円とし、5枚を無償により対象者が属する世帯の世帯主に交付する。

(商品券の使用範囲)

第5条 商品券は、商品券取扱事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 商品券の使用期限は、令和5年1月31日までとする。
- 3 特定取引に使用された商品券の券面額の合計額が当該取引の対価を上回るときは、商品券取扱事業者からの当該差額に相当する金銭の支払は行われぬものとする。
- 4 商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 5 商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- 6 商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

(1) 不動産又は金融商品

(2) たばこ

(3) 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(5) 国税、地方税、使用料等の公租公課

(商品券取扱事業者の登録)

第6条 商品券取扱事業者として登録できる者は、宇土市住宅リフォーム助成事業実施要綱(平成24年告示第42号。以下「実施要綱」という。)第19条第4項の規定により商品券取扱事業所登録決定通知を受けた者とする。ただし、当該決定通知を受けた者が、実施要綱第22条の規定による商品券取扱事業所辞退届を提出した場合は、商品券取扱事業者としての登録を辞退したものとみなす。

- 2 商品券取扱事業者は、前条第2項に規定する商品券の使用期限まで、常に公衆の見えやすい場所に商品券取扱事業者と分かるものを掲示しなければならない。

(商品券取扱事業者の責務)

第7条 商品券取扱事業者は、特定取引において商品券の受取を拒んではならないこと、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと並びに市及び宇土市商工会(以下「商工会」という。)と適切な連携体制を構築することを責務とし、これらを遵守しなければならない。

(商品券取扱事業者の登録の取消し)

第8条 市長は、商品券取扱事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の規定による登録を取り消すことができる。

- (1) 実施要綱第21条の規定により登録の取消しを受けたとき。
- (2) 前条の規定に反する行為をしたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(商品券の換金手続)

第9条 市長は、特定取引において商品券が使用された場合は、商品券取扱事業者に対し、市が換金に係る事務を委託した商工会を通じて、その券面額に相当する金銭を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、商品券取扱事業者は、令和5年1月31日までの特定取引において受け取った商品券及び商工会が別に定める換金請求書を商工会に提出し、換金を申し出るものとする。
- 3 商工会は、前項の規定により商品券取扱事業者から換金の申出があった商品券を市に取り次ぐものとする。
- 4 換金の方法は、商品券取扱事業者の預金口座への振替の方法によるものとし、口座振替は、別に商工会が指定する日において、商工会が換金の申出を受けた商品券について行うものとする。
- 5 商品券取扱事業者は、商工会に対し、令和5年2月15日までに商品券の換金を申し出なければならない。

(商品券の取消し)

第10条 市長は、商品券の交付を受けた対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、商品券の交付を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他の不正の手段により、商品券の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したときその他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(商品券の返還)

第11条 市長は、前条の規定により、商品券の交付を取り消したときは、その取消しに係る商品券（既に商品券を使用している場合は、その商品券の券面額に相当する額）について、期限を定めて対象者に返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

宇土市長 様

【申出人】

住所（住民票がある住所地）

氏名

生年月日 年 月 日

配偶者等の暴力を理由に避難している旨の申出書

宇土市新型コロナウイルス対策家計応援商品券事業の商品券の交付を受けたいので、宇土市新型コロナウイルス対策家計応援商品券事業実施要綱第3条第2項の規定により申し上げます。

記

1 申出人と同居している者

氏名	続柄	生年月日
(フリガナ)		年 月 日
(フリガナ)		年 月 日
(フリガナ)		年 月 日

2 避難の事実について

避難先住所	(連絡先)
配偶者等からの暴力等を理由に避難していることに関連し、現に受けている措置等の種類	ア 裁判所の保護命令 イ 婦人相談所等による証明書発行 ウ 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置